

簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

一復史料

写真複写

複写禁止

緬甸部隊史実資料

昭和二十二年八月 調製
南方軍復員本部復員課

三分冊の三

防衛研修所戦史室



2400-2703
1



国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>